

第15期定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

< 事業報告 >

●新株予約権等の状況

< 連結計算書類 >

●連結株主資本等変動計算書

●連結注記表

< 計算書類 >

●株主資本等変動計算書

●個別注記表

株式会社ユーグレナ

新株予約権等の状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.euglena.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年9月30日現在)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	2010年12月17日 定時株主総会決議 及び 2011年8月19日 取締役会決議分	2014年1月17日 取締役会決議分	2016年1月22日 取締役会決議分	2016年12月20日 取締役会決議分	
新株予約権の数	18個	5,400個	1,920個	2,160個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 135,000株 (新株予約権1個につき 7,500株)	当社普通株式 540,000株 (新株予約権1個につき 100株)	当社普通株式 192,000株 (新株予約権1個につき 100株)	当社普通株式 216,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額	無償	新株予約権1個当たり 900円	新株予約権1個当たり 120円	新株予約権1個当たり 90円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 360,000円	新株予約権 1個当たり 137,000円	新株予約権 1個当たり 179,100円	新株予約権 1個当たり 137,000円	
権利行使期間	2013年9月1日から 2020年8月31日まで	2015年1月1日から 2021年2月4日まで	2018年1月1日から 2023年2月5日まで	2019年1月1日から 2026年1月17日まで	
行使の条件	(注1)	(注2)	(注2、4)	(注2、3、4)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 48円 資本組入額 24円	発行価格 1,370円 資本組入額 685円	発行価格 1,791円 資本組入額 896円	発行価格 1,370円 資本組入額 685円	
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 及び社外取締 役を除く)	新株予約権 の数 18個 保有者数 1名	新株予約権 の数 5,100個 保有者数 4名	新株予約権 の数 1,680個 保有者数 4名	新株予約権 の数 1,880個 保有者数 4名
	取締役 (監査等委員)	—	新株予約権 の数 300個 保有者数 1名	新株予約権 の数 240個 保有者数 2名	新株予約 権の数 280個 保有者数 2名

- (注) 1. 当社の取締役、監査役、従業員または当社の取締役会が認めたこれに準ずる地位にある限りにおいて、本件新株予約権を行使することができます。その他の権利行使の条件及び細目については新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 新株予約権者は、本新株予約権を行使するためには、下記 (a) または (b) に該当する場合を除き、その行使の時点で、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または当社取締役会が認めたこれに準ずる地位 (以下「従業員等の地位」という。) にない場合、本新株予約権を行使することができない。
- (a) 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合
- (b) 新株予約権者が従業員等の地位にあるかこれを喪失してから30日以内に死亡した場合であり、かつ、新株予約権者の相続人または受遺者により、新株予約権者が死亡してから12ヶ月以内に権利行使される場合
3. 新株予約権者は、2018年9月期、2019年9月期または2020年9月期のいずれかの期において、当社の売上高及び経常利益が下記 (a) または (b) に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうちそれぞれ定められた割合までの個数を、当該売上高及び経常利益の水準の両方を充たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行うことができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。
- (a) 売上高250億円かつ経常利益10億円
行使可能割合：60%
- (b) 売上高300億円かつ経常利益10億円
行使可能割合：100%
4. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
- 取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。なお新株予約権割当契約においては、発行要項に定める行使条件を全て満たした場合であっても、当社が2015年12月1日付で公表した「2020年に向けた国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化計画」で建設予定のバイオジェット・ディーゼル燃料製造実証プラントで製造したバイオジェット燃料を石油由来ジェット燃料に混合して使用した航空機フライトを実現しない限りは、割り当てられた新株予約権のうち業績目標達成に連動する行使条件の成就で行使可能となった個数の50%の個数は行使できない旨を、規定している。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

第7回新株予約権

※当新株予約権は、2018年10月9日に発行され、2018年12月4日までに全ての新株予約権について権利行使が行われました。

決議年月日	2018年9月20日
新株予約権の数(個)※	60,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 6,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	(注)2,3,4
新株予約権の行使期間※	自 2018年10月10日 至 2020年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 新株予約権の発行時(2018年10月9日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 6,000,000 株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100 株とする。)。ただし、(注)1.(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) (注)4.の規定に従って行使価額((注)2(1)に定義する。)が調整される場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、(注)4.(5)に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に(注)4.(2)または(4)に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

調整前交付株式数×調整前行使価額

$$\text{調整後交付株式} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)4.(2)、(4)または(5)による行使価または下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額または下限行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。ただし、(注)4.(2)④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けられることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初 837 円とする。ただし、行使価額は(注)3.または(注)4.に従い、修正または調整されることがある。

3. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、（注）3. に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、586円（ただし、（注）4. の規定を準用して調整される。）とする。
- (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、（注）4.（2）に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価格}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価格}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① （注）4.（3）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日または株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日または株主確定日（基準日または株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ （注）4.（3）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したのものとして本③を適用する。ただし、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員または使用人にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額または行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得されまたは行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日（基準日または株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）または新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得または行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得または行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④（注）4.（2）①乃至③の場合において、基準日または株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日または株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）4.（2）①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日または株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、（注）4.（2）④の場合は基準日または株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、（注）4.（2）②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日または株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4)（注）4.（2）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割を行うこと、または当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する場合を除く。）。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5)（注）4.（2）の規定にかかわらず、（注）4.（2）に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）3.に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (6)（注）4.（1）乃至（5）により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない。

第8回新株予約権

	第8回①新株予約権（株式報酬型）	第8回②新株予約権（株式報酬型）
決議年月日	2019年6月3日	2019年6月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社の取締役のうち1	当社子会社の取締役のうち1
新株予約権の数（個）※	2,320（注）1	2,320（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 232,000（注）2	普通株式 232,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年12月1日 至 2059年6月20日	自 2020年12月1日 至 2059年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 920（注）3 資本組入額 460	発行価格 920（注）3 資本組入額 460
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6	（注）6

※ 新株予約権証券の発行時（2019年6月21日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価値（1株当たり919円）と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算している。

4. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年9月期または2021年9月期のいずれかの期において、株式会社MEJの売上高及び営業利益（株式会社MEJの損益計算書における売上高及び営業利益（本新株予約権に係る費用計上額を除く。また、適用される会計基準の変更等により売上高または営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）をいい、以下同様とする。）が、下記に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権を、当該売上高及び営業利益の水準の両方を充たした期の株式会社MEJ決算公告日（以下、「業績条件成就日」という。）の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 売上高20億円、かつ

(b) 営業利益1.2億円

② 新株予約権者は、上記①で行使可能となった新株予約権を、株式会社MEJの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（ただし、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ 新株予約権者は、新株予約権の業績条件成就日まで継続して、株式会社MEJの取締役であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者は、(i)禁固以上の刑に処された場合、(ii)故意に当社または当社の関係会社における内部規律に違反した場合、(iii)不正行為により当社または当社の関係会社に対して損害を与えた場合、(iv)営業秘密の漏洩があった場合、または(v)故意または重過失による当社または当社の関係会社に対する義務違反があった場合は、本新株予約権を行使できない。

⑤ 新株予約権者は、上記②の規定にかかわらず、業績条件成就日以降に当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、上記①で行使可能となった新株予約権

- を行使できるものとする。
- ⑥ 上記②及び③の規定にかかわらず、業績条件成就日以降に、新株予約権者が株式会社MEJの取締役の地位にあるまま死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から12ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年9月期、2021年9月期または2022年9月期のいずれかの期において、株式会社MEJの売上高及び営業利益（株式会社MEJの損益計算書における売上高及び営業利益（本新株予約権に係る費用計上額を除く。また、適用される会計基準の変更等により売上高または営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）をいい、以下同様とする。）が、下記に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権を、当該売上高及び営業利益の水準の両方を充たした期の株式会社MEJ決算公告日（以下、「業績条件成就日」という。）の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。
- (a) 売上高35億円、かつ
 - (b) 営業利益3.5億円
- ② 新株予約権者は、上記①で行使可能となった新株予約権を、株式会社MEJの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（ただし、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の業績条件成就日まで継続して、株式会社MEJの取締役であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者は、(i)禁固以上の刑に処された場合、(ii)故意に当社または当社の関係会社における内部規律に違反した場合、(iii)不正行為により当社または当社の関係会社に対して損害を与えた場合、(iv)営業秘密の漏洩があった場合、または(v)故意または重過失による当社または当社の関係会社に対する義務違反があった場合は、本新株予約権を行使できない。
 - ⑤ 新株予約権者は、上記②の規定にかかわらず、業績条件成就日以降に当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、上記①で行使可能となった新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑥ 上記②及び③の規定にかかわらず、業績条件成就日以降に、新株予約権者が株式会社MEJの取締役の地位にあるまま死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から12ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する、行使されていない本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4、（注）5に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

・当社は、新株予約権の割当を受けた者が、上記（注）4、（注）5により、新株予約権の全部または一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、権利行使できなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

連結株主資本等変動計算書

第15期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	5,424,242	9,080,458	1,624,653	△231,396	15,897,957
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,893,905	1,893,905			3,787,810
合併による増加		162,681			162,681
親会社株主に帰属する当期純損失			△9,798,562		△9,798,562
株式交換による増加		743,062			743,062
自己株式の処分		△50,799		80,798	29,998
自己株式処分差損の振替		50,799	△50,799		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,893,305	2,799,649	△9,849,361	80,798	△5,075,008
当連結会計年度末残高	7,318,148	11,880,107	△8,224,708	△150,597	10,822,948

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その 他 利 益 の 包 括 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△785	△12,561	△13,347	15,780	4,435	15,904,825
当連結会計年度変動額						
新株の発行						3,787,810
合併による増加						162,681
親会社株主に帰属する当期純損失						△9,798,562
株式交換による増加						743,062
自己株式の処分						29,998
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△588	2,418	1,829	△561	3,295	4,563
当連結会計年度変動額合計	△588	2,418	1,829	△561	3,295	△5,070,445
当連結会計年度末残高	△1,374	△10,143	△11,517	15,219	7,730	10,834,380

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 12社
 主要な連結子会社の名称 八重山殖産株式会社、株式会社ユーグレナ・アート、株式会社エボラ
 新たに株式を取得した株式会社MEJを当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 3社
 会社の名称 合同会社ユーグレナSMB C日興リバネスキャピタル
 新たにスポーツ・イノベーション株式会社を吸収合併したことにより沖縄バスケットボール株式会社を持分法適用の範囲に含めております。また、新たに設立したGermi8 Pte.Ltd.を持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない関連会社（アメリエフ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から新たに株式を取得した株式会社MEJを連結の範囲に含めております。また、株式会社植物ハイテック研究所は清算終了したことにより連結の範囲から除外しています。

② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度からスポーツ・イノベーション株式会社を吸収合併したことにより、沖縄バスケットボール株式会社の株式を取得し、同社を持分法適用の範囲に含めております。また、新たに設立したGermi8 Pte.Ltd.を持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

会社名	決算日
Grameen euglena	6月30日 (注)
上海悠緑那生物科技有限公司	12月31日 (注)

(注) 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

また、連結子会社のユーグレナ竹富エビ養殖株式会社の決算日は従来6月30日であり、前連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたっては決算日現在の計算書類を使用しておりましたが、当連結会計年度より決算日を9月30日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度においては15ヶ月決算を行っておりますが、決算期変更に伴う影響額は軽微であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券

・其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

藻類生産設備に係る有形固定資産については定額法を、その他の有形固定資産については主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	1～15年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- ハ. ポイント引当金
 一部の連結子会社において、顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
 10年間の定額法により償却しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用） 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 追加情報

当社及び一部連結子会社は、当連結会計年度に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産
- | | | |
|---|---|-----------|
| 土 | 地 | 252,710千円 |
|---|---|-----------|
- (2) 担保に係る債務
- | | |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 2,901千円 |
| 長期借入金 | 14,506千円 |
- (3) 減価償却累計額は、減損損失累計額を含めて表記しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	減損損失 (千円)
東京都	事業用資産	建物附属設備等	305
		ソフトウェア	39,428
島根県	事業用資産	建物等	132,470
バングラデシュ人民共和国	事業用資産	建物等	32,519
東京都、島根県	その他	のれん	2,178,900

当社グループは、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

連結子会社の事業用資産の一部及びのれんについては、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	85,795,072株	7,133,250株	一株	92,928,322株

(注) 発行済株式の総数の増加理由は下記のとおりです。

新株予約権の行使による新株発行による増加 6,015,000株
株式交換に伴う新株発行による増加 1,118,250株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	137,901株	一株	48,152株	89,749株

(注) 自己株式の総数の減少は、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	315,000株	1,361,500株	1,122,000株
新株予約権の残高	42個	13,615個	11,220個

(注) 2012年9月14日付株式分割（1株につき300株の割合）、2013年4月1日付株式分割（1株につき5株の割合）及び2013年10月1日付株式分割（1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金は短期的な預金を中心に運用するとともに、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに対しては、与信管理規程に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼすべてが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,832,985	7,832,985	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,078,143		
貸倒引当金(*)	△8,556		
	1,069,587	1,069,587	—
(3) 投資有価証券	3,558	3,558	—
(4) 差入保証金	254,988	258,868	3,880
資 産 計	9,161,120	9,165,000	3,880
(5) 買掛金	379,734	379,734	—
(6) 短期借入金	470,843	470,843	—
(7) リース債務(流動)	647	647	—
(8) 未払金	939,644	939,644	—
(9) 未払法人税等	241,886	241,886	—
(10) 長期借入金	3,190,385	3,247,481	57,096
(11) リース債務(固定)	315	318	2
負 債 計	5,223,455	5,280,554	57,098

(*) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) リース債務(流動)、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金、(11) リース債務(固定)

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	341,034
投資有価証券	86,195

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,832,985	—	—	—
売掛金	1,078,143	—	—	—
差入保証金	11,936	175,624	66,576	850
合 計	8,923,066	175,624	66,576	850

4. 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	470,843	—	—	—
長期借入金	—	1,834,742	1,355,643	—
リース債務	647	315	—	—
合 計	471,490	1,835,057	1,355,643	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 116円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 107円25銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年10月18日の取締役会において、2020年1月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社ユーグレナ・アート（以下、「ユーグレナ・アート」といいます）を吸収合併（以下、「本合併」といいます）することを決議し、同日付で同社と合併契約を締結しました。

(1) 合併の目的

ユーグレナ・アートは、「ミドリムシのちから」をはじめとするユーグレナ機能性食品等を、全国的美容院、整骨院・整体や歯科医等の小規模販売店舗に卸売する事業を展開しております。当社は、販売機能を統合することによるグループ経営の一層の強化及び効率化を目的として、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

合併決議取締役会（両社）	2019年10月18日
合併契約締結日（両社）	2019年10月18日
合併期日（効力発生日）	2020年1月1日（予定）

(注)本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併であり、ユーグレナ・アートにおいては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ずに実施するものであります。なお、今後、合併手続きを進める中で、合併の実行に支障をきたす重大な事由が生じた場合には、両社協議の上、日程、手続、条件等を変更する場合があります。

② 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、ユーグレナ・アートは解散いたします。

③ 合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び金銭の割当てはありません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(3) 本合併の当事会社の概要

	吸収合併消滅会社
① 名称	株式会社ユーグレナ・アート
② 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 34 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 福本 拓元
④ 事業内容	ユーグレナ等の微細藻類等の食品、化粧品の販売
⑤ 資本金	1,000万円 (2019年9月30日現在)
⑥ 設立年月日	1996年9月11日
⑦ 発行済株式数	67 株 (2019年9月30日現在)
⑧ 決算期	9月30日
⑨ 大株主及び持株比率	株式会社ユーグレナ 100% (2019年9月30日現在)

(4) 合併後の状況

本合併による当社の商号、所在地、代表者、事業内容、資本金、及び決算期の変更はありません。

(5) 今後の見通し

本合併は、当社完全子会社の吸収合併であり、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

10. その他の注記

企業結合等に関する事項

(i) 取得による企業結合（スポーツ・イノベーション株式会社）

当社は、2019年4月1日に、スポーツ・イノベーション株式会社（以下「スポーツ・イノベーション」といいます）を吸収合併しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	スポーツ・イノベーション株式会社
事業の内容	インターネットのウェブサイトの企画・制作・運営 プロモーションの企画・制作・運営 自然食品・健康食品の販売

② 企業結合を行った主な理由

本合併を通じて、スポーツ・イノベーションが本合併の効力発生日において所有する沖縄バスケットボールの株式を取得することを目的としております。

③ 企業結合日： 2019年4月1日

④ 企業結合の法的形式： 株式会社ユウグレナを存続会社とする吸収合併方式

⑤ 結合後企業の名称： 株式会社ユウグレナ

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	162,681千円
取得原価		162,681千円

(4) 株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の合併比率

スポーツ・イノベーション普通株式1株に対して、当社の普通株式296株を割り当てております。

② 交付した株式数

236,800株

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額 5,384千円

② 合併比率の算定方法

当社は、合併比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びスポーツ・イノベーションから独立した第三者機関である朝日ビジネスソリューションズ株式会社に合併比率の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びスポーツ・イノベーション間で慎重に協議を重ねた結果、合併比率を決定いたしました。

③ 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	543千円
固定資産	168,000
資産合計	168,543
流動負債	468
負債合計	468

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(ii) 取得による企業結合（株式会社MEJ）

当社は、2019年6月1日に、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社MEJ（以下「MEJ」といいます）を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社MEJ
事業の内容 化粧品・健康食品・医薬品・日用品・衣料雑貨品の企画、製造、販売、卸売業等

② 企業結合を行った主な理由

MEJは、「新たなヘルスケア文化を創造する」というミッションを掲げ、IT×ヘルスケア領域において事業を展開している新進気鋭のベンチャー企業です。若い女性を中心に人気を博している主力ブランド「AGEST」などの健康食品・化粧品等をオンライン専門で展開しており、インターネット100%のブランド運営、デジタルマーケティング、商品開発に強みを持っています。

当社は、2019年4月1日付でマーケティング戦略室を新設し、マーケティング機能を全社横断的に強化するための取り組みに着手しております。当社ヘルスケア事業における直販の展開に関しては、現状では紙媒体やTV媒体などを通じたオフラインマーケティングが中心となっておりますが、今後の更なる成長にはデジタルマーケティングの強化と若中年顧客層の拡大が鍵を握ると考えております。そのため本株式交換により、当社が持つ直販の事業基盤、ブランド力及び資金力と、MEJが持つデジタルマーケティングのノウハウと商品開発力を組みあわせていくことで、オンライン分野における両社の直販の成長が加速化できるとの判断から、本株式交換に至りました。

③ 企業結合日： 2019年6月1日

④ 企業結合の法的形式： 当社を株式交換完全親会社、MEJを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称： 変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率： 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年6月1日から2019年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	743,062千円
取得原価		743,062千円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

MEJ普通株式1株に対して、当社の普通株式17株を割り当てております。

② 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びMEJから独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びMEJ間で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

③ 交付した株式数

本株式交換に際して、当社が交付する当社の普通株式は、881,450株です。なお、当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行しました。

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 7,400千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

578,934千円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産総額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,080,257千円
固定資産	7,158
資産合計	<u>1,087,416</u>
流動負債	42,390
固定負債	880,898
負債合計	<u>923,288</u>

株主資本等変動計算書

第15期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金		そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
当 事 業 年 度 期 首 残 高	5,424,242	9,080,458	—	9,080,458	866,142	866,142	△231,396	15,139,447	
当 事 業 年 度 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,893,905	1,893,905		1,893,905				3,787,810	
合 併 に よ る 増 加		162,681		162,681				162,681	
当 期 純 損 失					△10,471,206	△10,471,206		△10,471,206	
株 式 交 換 に よ る 増 加		743,062		743,062				743,062	
自 己 株 式 の 処 分			△50,799	△50,799			80,798	29,998	
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			50,799	50,799	△50,799	△50,799		—	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)									
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	1,893,905	2,799,649	—	2,799,649	△10,522,006	△10,522,006	80,798	△5,747,653	
当 事 業 年 度 末 残 高	7,318,148	11,880,107	—	11,880,107	△9,655,863	△9,655,863	△150,597	9,391,793	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	—	—	15,780	15,155,227
当 事 業 年 度 変 動 額				
新 株 の 発 行				3,787,810
合 併 に よ る 増 加				162,681
当 期 純 損 失				△10,471,206
株 式 交 換 に よ る 増 加				743,062
自 己 株 式 の 処 分				29,998
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替				—
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	△561	△561
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	—	△561	△5,748,214
当 事 業 年 度 末 残 高	—	—	15,219	9,407,012

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・投資有価証券
- その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	4～7年
機械及び装置	4～7年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	1～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用） 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 追加情報

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	752,989千円
長期金銭債権	2,544,015千円
短期金銭債務	135,791千円

(2) 保証債務

八重山殖産株式会社（金融機関からの借入）	85,094千円
----------------------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,810,760千円
売上高	909,166千円
仕入高	901,594千円
営業取引以外の取引高	217,681千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 当 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	137,901株	一株	48,152株	89,749株

(注) 自己株式の総数の減少は、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	158,851千円
未払賞与	13,533千円
未払事業税	20,699千円
減価償却超過額	1,681,883千円
資産除去債務	124,391千円
関係会社株式評価損	664,431千円
繰越欠損金	915,771千円
棚卸資産評価損	13,656千円
その他	11,783千円

繰延税金資産小計

3,605,001千円

評価性引当額

△3,605,001千円

繰延税金資産合計

一千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

9,894千円

繰延税金負債合計

9,894千円

繰延税金負債の純額

9,894千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	八重山殖産株式会社	(所有) 100.0	当社の原料仕入先	原材料の購入	713,325	買掛金	105,585
				支払家賃	53,181	建設協力金	29,629
				受取利息	31,711	貸付金	1,900,388
子 会 社	株式会社エポラ	(所有) 100.0	当社の販売先	商品の販売 経営支援料	550,516 35,400	売掛金 未収入金	65,811 1,607
子 会 社	株式会社ジーンクエスト	(所有) 100.0	当社の商品仕入先 (解析サービスの委託)	受取利息	3,687	貸付金	250,000
子 会 社	ユーグレナ竹富エビ養殖株式会社	(所有) 100.0	同社に資金を融資 役員の兼任	受取利息	2,395	貸付金	160,000
子 会 社	株式会社MEJ	(所有) 100.0	同社に資金を融資	受取利息	1,163	貸付金	300,000
子 会 社	Grameen euglena	(所有) 50.0	当社の商品仕入先	商品の購入 商品代金の前渡	33,635 11,026	長期未収入金	263,367
関連会社	合同会社ユーグレナSMB C日興リパネスキャピタル	(所有) (間接) 49.0	業務委託契約	業務受託	21,500	未収入金	1,661

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 原材料・商品の購入・販売、業務委託契約の支出については、市場価格を勘案し協議の上決定しております。
 3. 経営支援料については、両者協議の上決定しております。
 4. 貸付利率については、当社の調達金利を勘案して合理的に決定しております。
 5. Grameen euglenaの商品代金の前渡は、当初、仕入代金に充当する予定でしたが、仕入が見込めなくなったため、長期未収入金に振替しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	101円16銭
(2) 1株当たり当期純損失	114円61銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年10月18日の取締役会において、2020年1月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社ユーグレナ・アートを吸収合併することを決議し、同日付で同社と合併契約を締結しました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

11. その他の注記

(企業結合等に関する事項)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。